

令和6年第1回定例会会議録

令和6年2月5日

柏羽藤環境事業組合

令和6年柏羽藤環境事業組合議会

第1回定例会議事日程

令和6年2月5日
午後1時30分開議

- | | | |
|------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 報告第1号 | 専決処分報告について
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例 |
| 日程第4 | 報告第2号 | 専決処分報告について
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第1号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第2号 | 令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第3号 | 令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算 |
| 日程第8 | 一般質問について | |

13時30分～14時50分

出席議員

1番 横山 太喜 君	2番 國下 尊央 君	3番 百谷 孝浩 君
4番 通堂 義弘 君	5番 榊田 和之 君	6番 江村 淳 君
7番 河井 計実 君	8番 木下 誇 君	9番 黒川 実 君
10番 花川 雅昭 君	11番 新屋 広子 君	12番 乾 一 君
14番 金銅 宏親 君	15番 鶴田 将良 君	

欠席議員

13番 伊藤 政一 君

説明の為、出席した者の職氏名

管理者 山入端 創 副管理者 富宅 正浩 副管理者 岡田 一樹
会計管理者 田中 安紀 事務局長 八幡 公一郎 事務局次長 門谷 陽介
総務課長 岸 靖久 クリーンセンター所長 吉川 博
芝山衛生センター所長 井上 裕彰

事務局出席者

端山 雅之

会議録署名議員

14番 金銅 宏親 君 15番 鶴田 将良 君

議長（花川雅昭君）

ただ今から令和6年柏羽藤環境事業組合議会第1回定例会を開会いたします。

本日、伊藤政一議員から体調不良の為、欠席との申し出がありましたことをご報告申し上げます。また黒川実議員につきましては少し遅れるということをご報告をいたします。

定例会の開会にあたり管理者よりご挨拶をお受けすることにいたします。

山入端管理者。

管理者（山入端創君）

皆さんこんにちは。山入端でございます。本日は令和6年第1回定例会を開催をいただき、花川議長はじめ組合議員の皆様、並びに理事者各位におかれましては公私何かとご多用のところ、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、石川県能登半島地震でお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、ご遺族をはじめすべての被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。被害状況をみておりますと、倒壊した家屋や津波に押し流された自動車などこれまで日常生活では欠かせなかった物が、災害廃棄物となり、莫大な量が発生しております。災害廃棄物のストックヤードの確保が大きな課題でありましたが、珠洲市と輪島市では2月2日から災害廃棄物を一時的に受け入れるための仮置場が設置をされました。また、クリーンセンターやし尿処理場が被災し、平常通りに復旧して稼働出来るようになるまでに時間を要したことも報じられました。

当組合といたしましても、市民生活と密接したごみ処理事業、及びし尿処理事業を停滞させることなく推し進めていかなければなりません。今後とも議員各位のご協力を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

本定例会には、専決処分報告や条例の制定、令和5年度一般会計補正予算、及び令和6年度一般会計予算の議案を提出をさせていただきました。

どうぞご審議の程よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。皆さん本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議長（花川雅昭君）

管理者ありがとうございました。

それでは会議を始めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において14番金銅宏親議員及び15番鶴田将良議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（花川雅昭君）

ご異議なしと認めます。

よって今期定例会は、本日一日間と決定いたしました。

これより、議案の審議に入るわけでございますが、その前にお願いと確認をさせていただきます。

議案にかかわる質疑の回数は、会議規則第53条の規定により2回となっておりますので、質問、再質問、以降は意見要望としていただき発言は3回までで終わらせるよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第3、報告第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました報告第1号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願い申し上げます。

報告第1号、専決処分報告について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めます。令和6年2月5日提出。柏羽藤環境事業組合管理

者、山入端創。

次のページをお願いいたします。専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。令和5年12月28日専決。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

処分事項は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

次のページをお願いいたします。改正理由といたしまして、令和5年人事院勧告により、国家公務員の給与等を定めた一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法案が国会で可決、成立したことを踏まえ、情勢適用の原則に則り、国に準じた改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、常勤職員の給料表が民間企業における動向を踏まえ引き上げられたことに伴い、会計年度任用職員の給料表につきましても常勤職員の給料表を基準としておりますことから同様に引き上げ、またいわゆるボーナスについても民間の支給状況に見合うよう、常勤職員について期末勤勉手当の引き上げがなされたことから、会計年度任用職員については期末手当の年間支給割合を0.05ヶ月引き上げ、2.45ヶ月分とするものでございます。

第1条は、第6条第3項において、フルタイム会計年度任用職員の令和5年12月期の期末手当の支給割合を100分の120から100分の125に改め、別表において、会計年度任用職員給料表の改正を行うものでございます。

第2条は、第6条第3項において、フルタイム会計年度任用職員の令和6年6月期以降の期末手当の支給割合を100分の125から100分の122.5に改めるものでございます。

附則におきまして、第1条の規定は公布の日から施行し、当該公布の日に関現に在職している職員に限り、給料表の改定は令和5年4月1日から、令和5年12月期の期末手当の改定は、令和5年11月30日から適用するものとし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものといたしております。

尚、7ページから10ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の程よろしくお願い申し上げます。本来ならば、議会の開催をお願い申し上げ、議決をいただくのが当然ではございますが、早急に改正する必要があり、日程上議会の開催も思うにまかせない状況でございましたので、専決処分とさせていただきます。以上、簡単ではございますが、報告第1号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

理事者より説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件についてはこれを承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（花川雅昭君）

ご異議なしと認めます。

よって報告第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分報告につきましては、これを承認することに決しました。

日程第4、報告第2号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分報告についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました報告第2号についてご説明申し上げます。議案書の11ページをお願い申し上げます。

報告第2号、専決処分報告について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。令和6年2月5日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

次のページをお願いいたします。専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。令和5年12月28日専決。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

処分事項は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

次のページをお願いいたします。今回の改正は、地方公務員は最低賃金法の適用除外ではあるものの、会計年度任用職員の給与水準については最低賃金を含む地域の実情等を踏まえ適切に決定する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、勤務1時間当たりの給与額又は報酬額が大阪府の地域別最低賃金の額を下回る場合は、地域別最低賃金額を基に算出した給与を支給するように改正するものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、適用日は、令和5年10月1日、大阪府の地域別最低賃金額改定の発効日と同日とするものといたしております。

尚、14ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の程よろしくお願ひ申し上げます。本来ならば、議会の開催をお願ひ申し上げ、議決をいただくのが当然ではございますが、早急に改正する必要がある、日程上議会の開催も思うにまかせない状況でございましたので、専決処分とさせていただいた次第でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第2号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件についてはこれを承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（花川雅昭君）

ご異議なしと認めます。

よって報告第2号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分報告については、これを承認することに決しました。

日程第5、議案第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第1号についてご説明申し上げます。議案書の15ページをお願い申し上げます。

議案第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。令和6年2月5日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

制定理由といたしまして、令和5年5月の地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるものとされましたことから、所要の改正を行うために制定するものでございます。

改正内容といたしましては、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するにあたり、常勤職員との均衡や、すでに支給しております期末手当を踏まえて規定を追加するものでございます。

第2条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改めております。第6条第1項中「以下」の次に「この条及び第13条において」を加え、第6条の次に第6条の2を加え、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について定めてございます。

第1項において、基準日を5月31日及び11月30日とし、支給対象者を任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員と定め、第2項から第4項までにおいて勤勉手当の算定方法について、勤勉手当基礎額に規則で定める支給割合を乗じて算定すること等を定めてございます。

また、第13条の次に第13条の2を加え、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定を準用するものと定めてございます。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するものとしております。尚、18ページ、19ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の程よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（花川雅昭君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議案第2号、令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岸総務課長。

総務課長（岸靖久君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第2号についてご説明申し

上げます。補正予算書の3ページをお願い申し上げます。

令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第2号でございます。第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,707万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,295万4千円とするものでございます。第2条では、継続費の補正、第3条では、地方債の補正を定めてございます。令和6年2月5日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

それでは、令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。補正内容につきましては4ページ、5ページに第1表歳入歳出予算補正に記載しております。

おそれいります6ページ、7ページをお願い申し上げます。第2表、継続費の補正でございます。款3衛生費、項1清掃費、事業名は、凝集沈殿設備更新工事で継続費の総額から70万円を減額し、4,378万円とさせていただいております。それに伴いまして年割額につきましても表記載のとおり減額させていただいております。

続きまして、第3表、地方債の補正でございます。これは、事業費の確定により、クリーンピア21解体撤去工事設計等業務委託事業、外3件の起債につきまして、限度額を表記載のとおりそれぞれ減額させていただいております。

おそれいります12ページ、13ページをお願い申し上げます。歳入の補正でございます。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1関係市分担金、補正額といたしまして、1億1,837万1千円を減額させていただいております。尚、関係3市の内訳につきましては、説明欄に記載させていただいております。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額といたしまして9,669万3千円を増額させていただいております。これは、令和4年度からの繰越金でございます。款7組合債、項1組合債、目1総務債、補正額といたしまして240万円を減額させていただいております。これは先程、第3表、地方債のところでも申し上げました、節1クリーンピア21解体撤去工事設計等業務委託事業で240万円を減額させていただいております。目2清掃債、補正額といたしまして300万円を減額させていただいております。節1凝集沈殿設備更新工事業で20万円、節4低圧蒸気復水器減速機及び電動機更新工事業で240万円、節5フェニックス整備事業債で40万円をそれぞれ減額させていただいております。これは、委託料及び各工事の事業費確定に伴い、組合債も減額しているものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願い申し上げます。歳出の補正でございます。後程、科目ごとに出てまいります。先に人件費全体について、ご説明させていただきます。今回の補正予算のうち、人件費全体といたしまし

て575万7千円の減額となっております。内容につきましては、当初任用を予定しておりました会計年度任用職員の4名減による減額分と、人事院勧告に伴う給与改定、期末勤勉手当の年間支給割合の引き上げによる増額分の差引きにより減額するものでございます。

尚、個々の人件費の内訳であります報酬、給料、職員手当等、共済費につきましては、金額のみの読み上げとさせていただきます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額は96万1千円の減額でございます。節2給料で18万円を追加、節3職員手当等で98万6千円を更正、節4共済費で10万4千円を更正させていただいております。節12委託料で5万1千円を減額させていただいております。内訳といたしましては、電子証明書システム導入業務委託料の契約の差額で5万1千円を更正させていただいております。目2余熱利用施設運営管理費、補正額は256万円を減額させていただいております。節12委託料で同額を更正させていただいております。これは、クリーンピア21解体撤去工事設計等業務委託料の契約の差額でございます。

続きまして、款3衛生費、項1清掃費、目1し尿処理費で補正額は455万8千円の減額でございます。節1報酬で144万1千円を更正、節2給料で10万円を追加、節3職員手当等で6万5千円を追加、節4共済費で34万円を更正させていただいております。節8旅費で8万円を減額させていただいております。これは、会計年度任用職員の通勤に伴う費用弁償を更正させていただいております。節12委託料で260万2千円を減額させていただいております。内訳といたしましては、一般廃棄物運搬及び再生業務委託料で125万4千円を更正させていただいております。これは、し尿の搬入量の減少に伴い、し尿の肥料化をお願いしている三重県伊賀市にある処理施設への脱水汚泥の運搬量並びに肥料化への再生業務量が当初予定より50トン減少する見込みによる更正と、外7件の契約の差額でございます。節18負担金、補助及び交付金で5万円を減額させていただいております。先ほど、委託料で申し上げましたように、し尿の肥料化を行うにあたり三重県伊賀市にある処理施設へ脱水汚泥を搬入させていただいておりますが、伊賀市環境保全負担金条例により、他市からの一般廃棄物を持ち込む際に、トン当たり1千円の負担金を支払う事となっております。従いまして、今回、搬入量が当初の予定より50トン減少する見込みとなりましたので、伊賀市環境保全負担金で5万円を更正させていただいております。

続きまして、目2ごみ処理費で補正額は1,798万9千円の減額でございます。節1報酬で440万4千円を更正、節2給料で229万1千円を追加、節3職員手当等で142万1千円を更正、節4共済費で30万3千円を追加させていただいております。節8旅費で18万円を減額させていただいております。

す。これは、会計年度任用職員の通勤に伴う費用弁償を更正させていただいております。節12委託料で1,079万1千円を減額させていただいております。これは、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料、外18件の契約の差額でございます。節14工事請負費で324万円を減額させていただいております。これは、低圧蒸気復水器減速機及び電動機更新工事の契約の差額でございます。節18負担金、補助及び交付金で54万7千円を減額させていただいております。これは、大阪湾広域臨海環境整備事業費の契約金額の変更に伴い、大阪湾広域臨海環境整備事業負担金を同額、更正させていただいております。

続きます。款4公債費、項1公債費、目2利子、補正額は101万円を減額させていただいております。節22償還金、利子及び割引料で同額を更正させていただいております。これは、令和4年度借入分、ごみ処理施設分5件で101万円の借入額並びに利率の確定により、減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。尚、19ページ以降に関係調書を添付してございますので、ご参照の上、ご審議ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（花川雅昭君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第2号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第7、議案第3号、令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第3号についてご説明申し上げます。当初予算書の3ページをお願い申し上げます。

令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算でございます。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,490万7千円と定めるものでございます。第2条におきましては、継続費の経費の総額及び年割額を定めております。第3条におきましては、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第4条におきましては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法等を定めております。第5条におきましては、一時借入金の借入額の最高額を5億円と定めるものでございます。令和6年2月5日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

それでは内容につきましては、順次ご説明申し上げます。6ページ、7ページをお願い申し上げます。第2表、継続費でございます。款3衛生費、項1清掃費、事業名は3号パネル水管更新工事、事業費総額といたしまして5億4千万円と定めてございます。これは、令和5年度のボイラ定期整備期間中に、水管の肉厚測定を行った結果、3号ボイラ第一放射室パネル水管の肉厚が発電用火力設備の技術基準により定められた管理基準値に近づいたため、早期に更新が必要であり、令和6年度から令和7年度の2ヶ年事業としまして、3号パネル水管更新工事を行うものでございます。この事業につきましては、別冊の令和6年度一般会計予算概要の4ページ、12ページ及び26ページに説明を載せておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、第3表、債務負担行為でございます。事項といたしましては、クリーンピア21解体撤去工事監理業務委託料で、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は3,060万円。クリーンピア21解体撤去工事で、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は5億9,300万円。焼却残渣運搬業務委託料で、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は2,310万円。長寿命化計画策定業務委託料で、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度

額は2千万円ということをご定めさせていただきます。

次に8ページ、9ページをお願い申し上げます。第4表、地方債でございます。令和6年度は、9件の地方債発行を予定しております、いずれも利率7%以内、償還期限15年以内、据置期間3年以内と定めております。限度額はそれぞれ、クリーンピア21解体撤去工事業1億8,680万円。凝集沈殿設備更新工事業2,130万円。プロワ設備移設等更新工事業2,620万円。B号機ドラムスクリーン素子更新工事業610万円。金属選別装置更新工事業7,520万円。3号パネル水管更新工事業2億4,300万円。交流無停電電源装置蓄電池更新工事業2,920万円。集水ピット止水ゲート更新工事業1,680万円。フェニックス整備事業債360万円と定めてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましてご説明申し上げます。18ページ、19ページをお願い申し上げます。まず、歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1関係市分担金、本年度予算額は23億9,908万8千円。前年度と比較いたしまして1億1,320万1千円の増、率に致しまして5%のプラスとなっております。関係三市の経費別種別の内訳につきましては説明欄に記載のとおりでございます。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、本年度予算額は3千円。前年度と同額となっております。これは、NTT電柱の土地使用料でございます。款2使用料及び手数料、項2手数料、目1ごみ焼却手数料、本年度予算額は2億1,111万5千円。前年度と比較いたしまして4,894万3千円の減、率にいたしまして18.8%のマイナスとなっております。これは、ごみ焼却手数料でございます。これは、直接搬入ごみの焼却手数料、事業系一般廃棄物の焼却手数料、スプリングマット処分手数料と、昨年と同様、南河内環境事業組合支援協力受入分を合わせた収入を見込んだものでございます。款3財産収入、項1財産運用収入、目1処理施設整備基金運用収入、本年度予算額は4千円。

20ページ、21ページをお願い申し上げます。目2雁多尾畑地区環境整備基金運用収入、本年度予算額は1千円。これらは各基金の利子収入を見込んだものでございます。款4繰入金、項1基金繰入金、目1雁多尾畑地区環境整備基金繰入金、本年度予算額は719万5千円。前年度と比較いたしまして619万5千円の増になってございます。これは、柏原市雁多尾畑地区の堅上婦人会館跡地駐車場築造工事費用等について交付金の交付申請される為でございます。目2退職手当基金繰入金、本年度予算額は4千万円。これは職員の退職手当に充当させていただきます。前年度と比較いたしまして4千万円の増になってございます。本年度は、退職手当4名による増額でございます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、本年度予算額は1千円。これは令和5年度

からの繰越金を受けるための科目設定でございます。款6諸収入、項1雑入、目1雑入、本年度予算額は5,930万円。前年度と比較いたしまして776万8千円の増、率にいたしまして15.1%のプラスになってございます。これはアルミ、スチール、ペットボトルや、ガラスびんの売却収入でございます。

22ページ、23ページをお願い申し上げます。款7組合債、項1組合債、目1総務債、本年度予算額は1億8,680万円。前年度と比較いたしまして1億6,430万円の増でございます。目2清掃債、本年度予算額は4億2,140万円。前年度と比較いたしまして2億4,850万円の増でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。組合債合計では、4億1,280万円の増額となっております。先程第4表地方債の説明で申し上げましたように、令和6年度に9件の地方債の発行を予定しておりまして、前年度より起債対象事業の事業費総額が増えた為でございます。

おそれ入ります28ページ、29ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出の説明につきましては、経常的なものを除きまして、特に前年度と異なるものについてご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。款1議会費、項1議会費、目1議会費、本年度予算額は250万円。前年度と同額でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、本年度予算額は1億5,653万7千円。前年度と比較いたしまして2,995万7千円の増、率にいたしまして23.7%のプラスとなっております。この経費は、特別職、審査会委員及び総務関係の職員の人件費並びに事務的経費でございます。主な増額の要因は、総務関係の人件費で退職手当1名の増によるものでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。目2公平委員会費、本年度予算額は2万4千円。前年度と同額でございます。公平委員会委員3名の方の報酬でございます。目3旧余熱利用施設管理費、本年度予算額は2億832万8千円。ここの経費につきましては、令和5年3月末に閉館いたしましたクリーンピア21を管理する経費でございます。主な要因は、クリーンピア21を解体撤去するため増額となっております。節12委託料、クリーンピア21解体撤去工事監理業務委託料1,020万円。これは施設の解体撤去には、関係法令等に基づいた適切な廃棄物の処理が必要で、施工監理、工程管理、安全対策、対外対策等の確認を確実に行うことで事故やトラブル発生の防止を図り、安全かつ確実に解体撤去工事を完遂するために、コンサルタント業者に委託するものでございます。また、解体撤去工事が2ヶ年事業計画を予定しておりますことから本委託料につきましても、2ヶ年事業計画で3,060万円の内、令和6年度は1,020万円となっております。財源といたしまして、90%を公共施設等適正管理推進事業債で充当することになってございます。節

14 工事請負費、クリーンピア21 解体撤去工事1億9,750万円。令和5年3月末をもって閉館いたしましたクリーンピア21を解体撤去することにより、老朽化による倒壊、不法侵入、また犯罪拠点化の防止に繋がり、周辺環境への悪影響を及ぼすリスクを排除することや、安心、安全な住民生活の確保にも繋がることから、早急な解体撤去工事を行う必要がございます。この解体撤去工事は、2ヶ年事業計画で5億9,300万円の内、令和6年度は、1億9,750万円となっております。財源といたしまして、90%を公共施設等適正管理推進事業債で充当することになってございます。余熱利用施設運営管理費は、廃目となっております。

32ページ、33ページをお願いいたします。款2総務費、項2監査委員費、目1監査委員費、本年度予算額は14万4千円。これも前年度と同額でございます。監査委員2名の方の報酬でございます。款3衛生費、項1清掃費、目1し尿処理費、本年度予算額は3億4,708万円。前年度と比較いたしまして7,107万6千円の増、率にいたしまして25.8%のプラスとなっております。ここの経費につきましては、し尿処理施設に従事いたします職員の人件費及び施設の維持管理経費でございます。主な増額の要因は、節10需用費、修繕料7,182万2千円。前年度と比較いたしまして修繕料の件数で言いますと1件の減ではありますが、仕様内容の変更や部品代の高騰などにより632万2千円の増となっております。

34ページ、35ページをお願いいたします。節14工事請負費7,169万円、先程、地方債のところで説明をさせていただきましたブロワ設備移設等更新工事3,500万円とB号機ドラムスクリーン素子更新工事820万円の新規2件が増となっております。この事業につきましては、別冊の令和6年度一般会計予算概要の4ページ及び7ページから11ページまでの間に説明を載せておりますので、よろしくようお願い申し上げます。目2ごみ処理費でございます。本年度予算額は23億206万5千円。前年度と比較いたしまして2億8,102万円の増、率にいたしまして13.9%のプラスとなっております。ここの経費につきましては、ごみ処理施設、最終処分場及び不燃物処理資源化施設に従事いたします職員の人件費並びに施設の維持管理経費でございます。主な増額の要因について御説明をさせていただきます。節3職員手当等2億785万7千円。前年度と比較いたしまして6,479万4千円の増。前年度は退職者がおりませんでした。本年度は、3名の退職手当を計上しておりますので増額となっております。

36ページ、37ページをお願いいたします。節12委託料1億6,880万円。前年度と比較いたしまして3,080万円の増でございます。増の要因については、新規で長寿命化計画策定業務委託料1,200万円。この業務は、

2ヶ年事業計画を予定しております。今後、計画する必要のある大規模な基幹改良工事を行うにあたり、長寿命化計画に基づく循環型社会形成推進交付金を受けるために、令和5年度には循環型社会形成推進地域計画を策定させていただき、令和6年度より長寿命化計画を策定する必要があります。2ヶ年事業計画で2千万円の内、令和6年度は、1,200万円となっております。

次に、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料794万2千円。この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、その区域内の一般廃棄物の処理に関する一般廃棄物処理基本計画を策定し、第6条の2第1項に基づき一般廃棄物を処理しなければならないとなっております。前回、令和元年度の策定から5年が経過したことにより、新たに令和6年度に策定する必要があります。それと、焼却灰最終処分、フェニックス業務委託料3,217万5千円。前年度と比較いたしますと1,328万8千円の増、これはフェニックスのトン当たりの処分料金が、令和5年度までは11,110円でしたが、令和6年度からは12,870円に改定されることにより処分料金の増と、フェニックスへの搬入量を1,700トンから2,500トンに増やした為、増額となっております。節14工事請負費で4億1,500万円。前年度と比較いたしますと2億3,466万円の増、前年度の3件から4件になってございます。

尚、工事請負費で計上させていただいております、交流無停電電源装置蓄電池更新工事3,900万円、3号パネル水管更新工事2億7千万円、集水ピット止水ゲート更新工事2,240万円、及び金属選別装置更新工事8,360万円まで4件の更新工事につきましては、別冊の令和6年度一般会計予算概要の4ページ、12ページ、16ページ及び24ページから27ページまでの間に説明を載せさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。節18負担金、補助及び交付金1億6,741万3千円。前年度と比較いたしますと316万1千円の増でございます。

38ページ、39ページをお願いいたします。増の要因については、雁多尾畑地区環境整備基金交付金719万5千円。これは、先程、歳入の繰入金のところの説明をさせていただきました、柏原市の雁多尾畑地区から交付金の申請がされるため増額となっております。款4公債費、項1公債費、目1元金、本年度予算額は2億2,529万3千円。前年度と比較いたしますと1,200万3千円の増、率にいたしますと5.6%のプラスとなっております。目2利子、本年度予算額は591万1千円。前年度と比較いたしますと26万2千円の増、率にいたしますと4.6%のプラスとなり、公債費合計では1,226万5千円の増額になってございます。これは、6件の償還が終了いたしました。令和3年度に借入した8件の元金償還が開始されたことにより増額と

なるものでございます。款5諸支出金、項1基金費、目1処理施設整備基金費、本年度予算額は5,702万4千円。前年度と比較いたしまして4,414万3千円の減。目2退職手当基金費、本年度予算額は1千万円。前年度と同額でございます。いずれも前年度と同様、ごみ焼却手数料の自己搬入ごみ分をそれぞれ基金へ積み立てをさせていただくものでございますが、本年度は、南河内環境事業組合支援協力受入分が前年度より減少したため、処理施設整備基金費への積み立てさせていただくことが、前年より減額となるものでございます。目3雁多尾畑地区環境整備基金費、本年度予算額は1千円。前年度と同額でございます。これは基金の利子収入の積立でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。款6予備費、項1予備費、目1予備費、本年度予算額は1千万円。前年度と同額でございます。

尚、42ページ以降に関係調書を添付してございますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

江村淳議員。

江村淳君

江村淳です。よろしく申し上げます。私は令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算に対する質疑を行います。特にあの歳入、第3表債務負担行為、まあ予算書及び説明書の中では6、7ページになりますが、この中で長寿命化計画策定業務委託料として、令和6年度から令和7年度まで2千万円、また歳出の款3衛生費、項1清掃費、目2ごみ処理費の中で、あの37ページですね長寿命化計画策定業務委託料1,200万円が提案されて、説明も先程ありました。

これは将来のごみ焼却施設の建て替えに向けての、令和5年度中に地域計画の策定に続く長寿命化計画を策定するための、まあ予算提案と理解をしていま

す。また去年は京都のごみ処理施設の視察も行われましたが、そういう一連の中での提案かなという風に思っています。

そこで伺いたいと思います。業務委託料の長寿命化計画策定業務委託料の内容と、まあ今後のスケジュールについて、もう少し詳しく伺いたいと思います。お願いします。

議長（花川雅昭君）

答弁を求めます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。長寿命化計画の内容ということでございますが、長寿命化計画につきましては、その後にもございます基幹改良工事でありますとか、またその先、焼却工場の建て替え、こういった場合に交付金対象となるためには必須のものでございます。つきましては交付要件に合致するために長寿命化計画で検討すべき項目、定めるべき項目が指定をされてございまして、国の指針に沿った形での計画策定となります。

こちらは最新改訂版で令和3年3月に改訂されました環境省の廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き、この中で指針として定められておりますので、それに合致する形で作成をさせていただく予定でございます。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

はい。江村淳議員。

江村淳君

それでは再質問をさせていただきます。昨年、令和5年3月末でクリーンピア21が閉館、廃止された過程で、このごみ焼却施設の建て替えのスケジュー

ルですとか、仮の候補地として問われてきました。長寿命化計画などのスケジュールは柏羽藤環境事業組合の今後のスケジュール、予定として、令和5年5月31日現在としての資料を以前にいただきました。これもちょっと参考にしながらお聞きしたんですが、先程の答弁でいきますと、この資料と見比べますと長寿命化計画ですとか、先程出ました基幹改良工事予定ということですが、まああの大規模な施設への改良になるのかなという風に思っていますが、このスケジュールが若干変更されるのではないかなという風にお聞きをしました。

そこでお聞きをいたします。1つ目は長寿命化計画策定と基幹改良工事がどのように変更になるのか伺います。2つ目は余熱利用について長寿命化計画や建て替え計画の中で、まあどのように位置づけられているのか伺いたいと思います。お願いします。

議長（花川雅昭君）

答弁を求めます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

すみません。ちょっと次長に確認させていただいてもよろしいですか。

議長（花川雅昭君）

はい。

事務局長（八幡公一郎君）

おそれ入ります、申し訳ございません。以前お示しさせていただいたこういった形の予定表のことで、予定と言いますか、まあ見込みと言いますか大まかなスケジュールの予定なんですけれども、まあこれにつきましては、以前長寿命化計画については単年度で作成予定ではございましたが、実際内容等詰めて参りますと単年度ではちょっと難しいということで、2カ年でということでご

ざいます。長寿命化計画の策定予定がずれることによりまして、それに伴う以後のずれというのも生じるかと存じます。またその辺につきましては実際長寿命化計画等策定いたしまして、それぞれの時期がはっきりとして参りましたら、またお示しをさせていただけるものという風に考えております。

もう1点、現在長寿命化計画策定前でございまして、長寿命化計画の中でどれぐらい事業を延ばすか、また基幹改良でどこまで事業を延ばせるようにするかということをやっていく過程でございまして、建て替えはまあその先のこととございまして、その建て替えの目標年度での必要な施設規模等が定まっておりますので、予定地の選定というところには至ってございません。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

江村淳議員。

江村淳君

最後ですので、まあ要望になりますけれども、今答弁いただきました。まあ計画が変わって長寿命化計画が延びそうだということで、2カ年になったと、変更になったということもありました。それに伴って基幹改良工事に変更になるということでもありました。それから余熱利用については、まあその計画次第だということで、今はまだ決まっていないということだったと思いますが、そういう答弁でした。

改めてやっぱり建て替えのこれ、表を見たら分かるんですが、クリーンセンターとクリーンピア21ということで、あくまで建て替えの候補地というか、まあ最有力候補地だという風に思いますが、基幹改良工事によって、まあスケジュールがクリーンピアの解体ですとか、解体撤去工事それから続く土壌調査、さらには跡地利用の期間などが決まってくるのかなという風に思います。

やはりこの計画そのものをどう住民に知らせるのかということが求められるのではないかなという風に思います。クリーンピアの存続を求める時に、これが議論になった訳ですけど、やはりあの市民の皆さんがやっぱりこう自分の頭で考えて、そして意見を述べられたり提案をされていまして、それがあの住民の声を聞いた形にならなかったと、聞く場がもたれなかったということは本当に残念です。まあこれはやっぱり教訓にさせていただきたいなと思います。長

寿命化計画ですとか、先程も余熱利用のことも言いましたけれども、本当に長寿命化計画、建て替え計画など十分に住民や市民の声を聞きながら進められるよう要望して終わります。

議長（花川雅昭君）

他に質疑はございませんか。

木下諤議員。

木下諤君

はい。それではお尋ねいたします。予算書及び説明書の6ページ、7ページの第3表債務負担行為からお尋ねをいたします。

まずですね、クリーンピア21解体撤去工事監理業務委託料ということで、まあコンサルタント業者に委託するということが提案説明の中で説明いただきました。まあこの解体工事はですね令和6年度から7年度までということで、2カ年に渡る、まあ長期間に渡る工事になっております。

そこで1点お聞きしたいのが、まあこの2カ年に渡る事業ですので、周辺住民の方への影響でありますとか、或いは工事がどういう風な期間、或いは時間帯、そしてあの車等々もね通行したりとかもされますので、一定のどういう工事になるのかということ、周辺住民の方に説明がねいるのかなという風に思います。そこでコンサルタント業者の方にそういったことも含めてお願いするということになるかと思いますが、まあ事業組合としてね、どういったことについてね周辺住民の方への説明をするにあたって、提案というかね、こちらから要望するような内容があるのか、そのあたりについてお聞かせ下さい。

議長（花川雅昭君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。解体工事につきましては、工事に際しまして、まあ今ありましたように大型車両の通行等も当然あるかと思われますので、何らかのご案内はさせていただくことはあるかとは考えております。

今後、施工業者及び施工監理業者が決まりましたら、そういった業者と協議しながら説明、ご案内させていただく内容でありますとか、それをさせていく時期について検討をして参りたいと考えております。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

木下誇議員。

木下誇君

2点目の再質問なんですけれども、この点については要望だけさせていただきます。あの実際やはりこういった2年に渡る工事の内容がどういう風になるかというのは、周辺住民の方へ説明するのはもちろんなんですけれども、やはり3市の住民の方にもですね、一定の何らかの方法で通知をしていただきたいなということを要望して、次の質問に移らさせていただきます。続きましてよろしいですか。

議長（花川雅昭君）

はい。

木下誇君

それではですね2点目なんですけれども、この6ページ、7ページの2番目ですね、クリーンピア21解体撤去工事に掛かって質問させていただきたいと思います。

皆さんご存知の通りクリーンピア21はかなりですね年数が経ってしまして、解体するとなりますとアスベストがですね含有されていると、アスベストの撤去工事ということも、まあこの撤去工事の中に入ってくるのかなと思いますが、

この、今計上されております5億9,300万円ですね、この費用の中には、そうしたアスベストの撤去費用も含まれているのかについて、まずお聞かせ下さい。

議長（花川雅昭君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

クリーンピア21解体撤去工事におけるアスベストの件でございますが、アスベストにつきましては解体の設計業務をしていただく際に、今現段階で可能な部位については調査をしておりますので、それを反映した仕様となっております。従いましてアスベストに起因する大きな設計変更等はないかと考えておりますが、現在表面に出ていない部位で、まあ解体中にしか分からない部分ですね、そういった部分でアスベストが見つかった場合は、施工業者さん、コンサルタント業者さん、そういった方と当然協議させていただきながら設計の再検討というのもあるかと存じます。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

木下諤議員。

木下諤君

はい。今お聞かせいただきましたように、この設計業務の発注している段階で一定のアスベストについては調べてあってね、現段階での部分では含まれていると、それも費用の中に含まれているということでした。ただ、まあ表面上ということで今後は解体中にしか分からない部分もあるということでした。もちろん、これから今後解体をして行くにあたって分かってくる部分というのがあるかと思しますので、それをね常にやっぱり調査をしていただいて、新たにアスベストの撤去をしなければならない事案が出てきた場合、やっぱりその部

分の費用の上増しということも出てくるかと思imasので、そのあたりは丁寧に精査をしていただきたいということを要望しまして、次の質問に移ります。それでは3点目です。

議長（花川雅昭君）

今、3回目ですので。

木下誇君

3つ目の質問の項目でさせていただいているんですけど。

議長（花川雅昭君）

質問してもらって良いの。

事務局長（八幡公一郎君）

議長がそれでよろしければ。

議長（花川雅昭君）

今まではどうでした。

事務局長（八幡公一郎君）

まちまちです。

議長（花川雅昭君）

まちまちですか。それでは続けて下さい。

木下誇君

ありがとうございます。それでは最後の質問の項目です。このクリーンピア21の解体撤去工事を行うにあたって仕様書をですね、まあ締結することになるかという風に思います。

その仕様書の具体的な内容についてお聞きをしたいんですね、あの土壌調査というのがこの仕様書の中に入っているのかという点と、また解体撤去をした後はですね、その跡地の利用というのがまた出てくるという風に思います。それで私共はやはりこの跡地利用については、次のこの焼却場の候補地が決まるまでの間、一定の期間があるかという風に思います。跡地をですね更地のままおいておくのではなくて、やはりあの市民の皆さんが利用できるような利活用をすべきだという風に思います。

ですので、まあこの仕様書の中に土壌調査というのが含まれているのかと、後、そのやはり跡地の利用に関してはそのままにしておくのではなくて、何かその市民の皆さんにね健康と、そうしたことに利用する利活用について考えるべきだという風に考えますが、その点については如何でしょうか。

議長（花川雅昭君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まず土地の調査についてでございますが、今回のこの解体工事及び解体の施工監理の中に含んでございます。土地の地質調査及び埋設等の調査等含んでおります。

跡地のことでございますが、まずは市民の皆様、近隣の皆様に喜んでいただけるようなものという大きな目標はございますが、何ぶんクリーンピアが建つ前は旧の焼却工場があった場所でございますので、土地の調査が進まないという事柄がございまして、その内容が決められないという事柄がございまして。撤去工事に土

地の調査も含んでおりますので、調査結果報告が出ましたら改めて跡地利用の内容を検討して参りたいと考えております。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

木下誇議員。

木下誇君

はい。今お聞かせいただきましたように、この令和6年度、7年度の解体撤去工事の中には土壌調査も含まれているということでした。そうなれば令和8年度にはこの土壌調査の結果というのが明らかになるということだと思います。ですから今のご答弁ではこの土地の利活用にあたっては市民、近隣の方に喜んでいただくことを目標としているということをお聞かせいただきましたので、やはり土壌調査の結果が、令和8年度中に出て速やかにですね3市で、この市民の方に文字通り、今おっしゃっていただいた喜んでいただける利活用について検討をね始めていただきたいという風に思います。

それでその際にですね再質問なんですけれども、実際造ったは良いが、もっとこんなのが良かったとかね、やっぱり喜んでもらえるのを造るのが一番良いに決まっていますから、やはりその市民の方とかですね、近隣の住民の方にどういったね、ここの場所のね土地の利活用をしたら良いのかということの意見、アイデア、そういうのをね是非聞く機会をもっていただきたいという風に思います。この点は如何ですか。

議長（花川雅昭君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

そういったご意見等につきましては、先程も申し上げましたように現時点で土地の調査等を見てということでございますので、時期が参りましたらご議論

賜りたく存じます。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

木下諤議員。

木下諤君

はい。では要望させていただきます。もちろんこれからね解体撤去工事、その中での土壌調査が行われ、その結果を受けてということは十分承知をしています。土壌調査のね、やはり結果が出てこの利活用が住民の皆さんの福祉、或いはそういう健康とか、まあ遊び場とか、後に健康の延伸に繋がる事業が出来るという、そういう答えが出た際にはですね、是非あの速やかに3市で市民のために利活用するという方向で協議をしていただきたいという風に思いますし、どういった利活用の方法があるかについてはですね、是非市民の皆さん、近隣の皆さんからご意見とアイデアを募る機会を作っていただきたいという風に思います。

まあ手前みそですけど、藤井寺市の公園をですね造る際には子育て世帯の皆さんから意見を応募するという取り組みをしていただいて、実際自分達の意見が反映された公園というのは、今現在非常に子育て世帯の方にも喜んでいただいています。やはりせっかく造るのであれば、まあ言い方がせっかくとはあれですけども、是非そうした真に必要なとされる利活用を目指していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

議長（花川雅昭君）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（花川雅昭君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、令和6年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

続きまして日程第8、これより一般質問をおこないます。質問の通告が一件ありますので発言を許可いたします。

それでは新屋広子議員。

新屋広子君

はい。柏原市の新屋でございます。よろしくお願いいたします。事前に大きく2つ質問の通告をさせていただいておりますので、順次質問させていただきます。

始めにプラスチックごみの削減とペットボトルの水平リサイクルについてということであります。

まあそれぞれ各市共にこの脱炭素化への取り組みはされていることと思えますけれども、令和5年9月の柏原市議会定例会におきましても、このCO₂排出量を実質ゼロに向けた取り組みと今後についてということでお尋ねをしたところ、現状はこの3市の家庭から出るペットボトルのリサイクルは衣服の繊維や包装フィルム等への再利用が大半で、その後は焼却処分でリサイクルの輪が途切れている現状がありますと、そこで石油由来の原料から新たにペットボトルを製造する場合に比べて、二酸化炭素の排出量を約60%削減出来る使用済みペットボトルをペレットに再資源化し、リサイクルペットボトルへ半永久的に再生可能となる水平リサイクルの取り組みについて、今現在3市と共に協議、検討しているという風にご答弁がありまして、現状その組合との関わり、また現状どうなっているのかということと、3市の現在のペットボトルの回収の状況、今後の目標等についてお伺いします。

議長（花川雅昭君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。現段階では当組合の構成3市、柏原市さん、羽曳野市さん、藤井寺市さん、それと大栄環境株式会社さん、豊田通商株式会社さん、サントリーホールディングス株式会社さんの間で水平リサイクルに関する協定が締結されつつあります。実は明日2月6日がその協定の調印式でございます。

そこでまずは現在までの当組合のペットボトルの取り扱いについてご説明申し上げますと、現在3市で回収されたペットボトルは柏羽藤環境事業組合で不適物除去などの中間処理を施したうえで圧縮梱包され、日本容器包装リサイクル協会さんに引き渡しをされて全てリサイクルされております。年間の収集量は約175トン程度でございます。引き渡されたペットボトルは日本容器包装リサイクル協会さんの方で入札をされまして、最も有利なりサイクル先に売却ということになります。協会を通じてのペットボトルのリサイクルには、何ら問題がある訳ではございませんが、昨今SDG'sという考え方が言われるようになりまして、この中のサステナブル、持続可能ということに着目した場合に、より高度なスキームとして水平リサイクルが取り組まれるようになってきております。

ペットボトルをリサイクルしても例えば、それを繊維やフィルムのようなものにするのであれば、使った後は廃棄されてしまって焼却されることとなります。そこで持続可能なりサイクルとして、ペットボトルをもう一度ペットボトルにすれば、使用後にまた回収されて理想的には原料が永遠に循環する状況を目指すというのが水平リサイクル、B to Bと言われるものです。B to Bというのはボトルをボトルへということで、Bottle to Bottleの頭文字でB to Bでございます。

協定締結の暁には容器包装リサイクル協会さんの方に出荷をしていたペットボトルを豊田通商様に引き渡すこととなりますが、中間処理として当組合が行う処理の行程は従来通りでございます。今後もより良いリサイクルに寄与出来るよう、出荷するペールの品質向上に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

新屋広子議員。

新屋広子君

はい。ありがとうございます。いよいよ明日調印式ということでお預かりをいたしました。いよいよ組合につきましても、この水平リサイクルについて進んでいくのだなということで、嬉しく思うところであります。

そのためには、やはり良質なリサイクルと言いますか、良い状態でリサイクルに回されるようにしていかないといけないですので、それぞれ各市の市民の皆様、まずこの水平リサイクルという言葉さえ知らない方が殆どですので、そういったこともしっかりと周知をしていかないといけないですし、ペットボトルの中に何か物を詰めて捨ててしまうようなことがないように、きちっと綺麗な状態でリサイクルしていかないといけないということで、それはまあ各市の方で検討していかねばならないと思っております。まあ3市で構成するこの組合としましても、しっかりとそういった点もプッシュしていただきたいなと思います。

次に再質問をさせていただきますが、ではペットボトル以外のプラスチックごみのリサイクルの現状についてお聞きします。

議長（花川雅昭君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。ペットボトル以外のプラごみについてでございますが、現在、容プラ、新プラと言われるプラスチックごみの分別の推進が求められております。

略称で申し上げましたけれど容プラとは容器包装プラスチック法に定められるプラスチック、新プラと申し上げましたのはプラスチック資源循環法に定められるプラスチックのことでございます。

ただこれらはリサイクルの推進ということで、国の方から方向付けられてお

りますので、今後は焼却場に運ばれてきて、可燃物ピットに入らなくなる物ということだという風に捉えております。構成3市において分別の取り組みを検討されているところでございます。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

新屋広子議員。

新屋広子君

はい。ありがとうございます。このペットボトル以外というものは、3市でそれぞれ話し合っているだろうということだったんですけども、きちっと足並みを揃えていかないといけないなと思います。以前からもその議論があったのかなと思いますが、あまり進んできていないような気もいたしますので、何て言うのか、しっかりとこの柏羽藤環境事業組合がしっかりリードしていただく立場なのかなと思いますので、そのへんの中心的な立場を担っていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

次の2つ目の質問にいかせていただきます。ごみ焼却時に発生する余剰エネルギーの活用についてということで、ごみ焼却から電気を造り出す廃棄物の発電の現状と今どのように活用されているのかと、またクリーンピア2.1が閉館となりましたけれども、その分の余剰エネルギーの活用について、今後の方向性とかがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（花川雅昭君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。現在は焼却炉を冷却する時に発生する蒸気で発電を行っております。発電機は1, 800キロワットの出力でございます。これにより工場の需要電力として充てさせていただいております。この電力を金額にいたしますと1

日あたりおよそ50万円分位の電力量に相当します。

余熱利用施設閉館後はそちらの方に蒸気を送る必要がなくなりましたので、その分は全て発電に回らせていただいております。余熱利用施設で一番エネルギーを必要とする場合というのは、プールの水温を上げる時でございますが、その場合でおよそ1日の発電量の10%程度のエネルギーを要しておりました。平常状態、安定状態のプールの温度を保つだけの場合は、その10分の1以下です。発電に及ぼす影響は1%未満程度の上昇ということになるかと思えます。電気代に置き換えますと、1日あたり4千円から5千円位の上昇ということになるかと思えます。

余熱に送っていた蒸気は、全て発電の方に回らせていただいておりますので、決してどこかに捨てているとかそういうことではございませんので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（花川雅昭君）

新屋広子議員。

新屋広子君

はい。ありがとうございました。まあ名前が余熱利用施設という名称ですので、この施設が廃止されることで凄惨な残っているのかなというイメージが、一般的に私や皆さんにもあろうかと思えますが、全て発電に回っているということで理解をいたしました。

他市の事例ではこの余熱を活用して、今後電気自動車とかも普及してきますので、そういった充電スポットであったりステーションを造ったりというところもありますし、また震災に対応できるようにがっちりとした蓄電システムを造るとか、そういった事例もありますので、まあ今後は考えていかなければならないと、引き続き議論も必要かなというところはあります。

まあ決して捨てている訳ではなく、しっかり利用されているということで理解はいたしましたし、まあ閉館されても、こうした今ある現状、新しいシステムを造る程のエネルギーはないということで理解をいたしました。以上です。

議長（花川雅昭君）

以上で新屋広子議員の質問を終わります。

以上で通告者の質問は全て終わりました。他に質問の通告はございませんので、これにて一般質問を終結いたします。

これにて今議会に付議されました案件の審議は、全て議了いたしました。よって令和6年柏羽藤環境事業組合議会第1回定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

柏羽藤環境事業組合議会

議長 花川 雅 昭

会議録署名議員

14番 金剛 宏 親

15番 鶴 四 将 良